

20031355

厚生労働科学研究費補助金
がん予防等健康科学総合研究事業

地域の健康危機管理における
保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究

平成15年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 宮崎美砂子

(千葉大学看護学部教授)

平成16年 3月

目 次

I. 総括研究報告書

- 地域の健康危機管理における保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究・・・ 1
宮崎美砂子（千葉大学看護学部）

II. 分担研究報告書

1. 保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査・・・ 9
宮崎美砂子（千葉大学看護学部）
2. 市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
牛尾裕子（千葉大学看護学部）
3. 健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題・・・・・・・・・・・・ 81
－危機発生時の活動経験調査から－
錦織正子（茨城県立医療大学）
4. 滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究・・・・・・・・ 87
～県内市町村保健師との比較から～
藤本眞一（滋賀県草津保健所）
5. へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割・・・・・・・・ 109
－へき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状と認識から－
春山早苗（自治医科大学看護学部）
6. 食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み・・・・・・・・・・・・ 129
松永敏子（千葉県健康福祉部健康増進課）
7. 諸外国における地域の健康危機管理体制と看護職の機能・役割
- 1) 英国の医療機関におけるインフェクションコントロールナースの活動調査・・・ 135
宮崎美砂子、牛尾裕子（千葉大学看護学部）
- 2) 台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制・・・ 139
春山早苗（自治医科大学看護学部）

総括研究報告書

地域の健康危機管理における
保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究

地域の健康危機管理における保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究

主任研究者 宮崎 美砂子 千葉大学看護学部

研究要旨：本研究は、保健所を中核とする地域の健康危機管理において、保健所保健師の果たすべき固有の機能・役割を実証的に明らかにすることを目的とするものである。

本年度は、昨年度の研究成果の普遍性を高めるため、保健所組織における活動体制との関連、市町村保健師の経験している健康危機管理活動との関連、地理的特性との関連、協働する他職種の保健師に対する認識との関連の実態を追究する以下の分担研究を行い、成果を得た。

1. 「保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査」から、保健師の保健所組織内における活動体制上の特徴、健康危機の発生時及び平常時の保健師の活動内容実態を明らかにした。それにより危機発生の初動期における被害者への個別対応、予防教育の市民生活への浸透等に保健師の機能・役割の重要性を確認した。
2. 「市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査」から、市町村への支援に対して、保健所の専門的広域的機能を活かした企画調整、健康危機への対応評価に基づく健康危機管理体制づくり、市町村地域防災計画の点検の重要性を明らかにした。
3. 「健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題」から、健康危機発生時における市町村保健師の役割意識として、日常活動の中に危機意識をもつなどが明らかになった。保健所保健師への期待として、問題が起きた時だけでなく、日常的な業務の中で交流できる機会を求めている。
4. 「滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究」から、県と市町村の保健師の担うべき業務の差異を確認した。健康危機事例の認識や関与は、圧倒的に県職員の方が多いことから、保健所の健康危機管理に対する役割の重要性が再認識された。
5. 「へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割」から、防災マニュアル等を周知し、へき地診療所看護職の健康危機管理の意識を高めること、地域の健康危機管理についてへき地診療所看護職が話し合ったり考えたりする場や機会づくり、健康危機発生時に地域住民と共に診療所看護職が対応できる体制づくりの重要性が示唆された。
6. 「食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み」から、他職種の保健師に対する役割期待として、保健師の専門知識を生かした対人業務、医学的知識をベースにした健康問題の予測と予防まで視野に入れた対応、かつ住民の置かれた状況を踏まえた不安の解消、多様な職種や機関との協力、あらゆる段階での住民への対応を行うことなどが明らかになった。
7. 「英国の医療機関のインフェクションコントロールナース（ICN）への活動調査」から感染症管理チームの一員として、情報収集及び情報発信を担うICNの活動特徴を確認した。また「台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制の調査」から、平常期における、国内外の感染症に関する動向や流行している感染症の情報収集、感染症予防のためのセルフケアや環境を整える教育とそれを推進していくことのできる人づくり等が示唆された。

分担研究者

牛尾 裕子	千葉大学看護学部
春山 早苗	自治医科大学看護学部
錦織 正子	茨城県立医療大学
松永 敏子	千葉県健康福祉部健康増進課
藤本 眞一	滋賀県草津保健所

A. 研究目的

本研究は、保健所を中核とする地域の健康危機管理において、保健所保健師の果たすべき固有の機能・役割を明らかにすることを目的とするものである。

近年、全国的に、様々な健康危機が発生している。保健師は保健所組織の一員として、他の専門職と協働して、地域住民の生命・健康・生活を守る役割を担っている。感染症・食中毒の集団発生、自然災害、汚染物質の流出等の事故・事件の健康危機に対して、発生時の対応はもちろんのこと、危機発生に備えた平常時の予防活動についても数多くの実践活動報告がみられる。しかし保健師の機能・役割について、健康危機管理の概念を踏まえた知見の抽出並びに概念整理は十分に成されていない現状にある。

本研究では、健康危機発生時の対応、被害からの回復への対応はもとより、平常時の予防活動における保健所保健師の活動実態を詳細に調べることから、地域の健康危機管理における保健所保健師の機能・役割を実証的に解明することを目指す。

本研究の成果により、現代の保健所保健師に求められる資質を明らかにし、保健師の教育並びに活動条件づくりに貢献する資料を提示したいと考える。

B. 研究方法

本研究は、3年計画であり、本年は2年目にあたる。

昨年度は、(1)健康危機管理に対する保健師の実践活動についての報告資料調査、(2)保健師の関与した健康危機管理事例についての個別調査

①自然災害（噴火災害および水害）、②感染症（O157、赤痢、A型肝炎等）、③人体・環境への汚染（化学薬品、放射線）、(3)一県の全保健所保健師を対象にした、健康危機管理に関する活動経験調査から成る、分担研究を行った。

これら初年度の分担研究から、健康危機管理における保健所保健師の活動経験の現状を概観し、健康危機管理の種別ごとに、危機発生から終息後の平常時に至る活動過程における保健師の機能・役割として重要と考えられることについて、成果を得ることができた。

しかし同時に、以下の点が課題として明らかになった。すなわち初年度に成果として得られた、保健師の機能・役割に関する普遍性、また近年、保健所の組織形態が多様になってきている状況下での保健師の配属、分掌などの組織体制との関連、さらに、市民生活と直結する市町村の保健活動との関連、の検討を踏まえ、健康危機管理における保健所保健師の機能・役割の特徴を検討する必要性のあることが課題として明らかになった。

そこで本年度は、上記の課題に焦点をあてて、保健所保健師の健康危機管理における機能・役割をより詳細に検討するために、以下の(1)～(7)の発展的調査を行った。

(1)保健所保健師の健康危機管理に関する活動体制・活動実態に関する全国調査（分担研究者：宮崎美砂子）、(2)市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査（分担研究者：牛尾裕子）、(3)健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題－危機発生時の活動経験調査から－（分担研究者：錦織正子）、(4)滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究－県内市町村保健師との比較から－（分担研究者：藤本眞一）、(5)へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割－へき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状と認識から－（分担研究者：春山早苗）、(6)食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み（分担研究者：松永敏子）、(7)諸外国における地域の健康危機管理体制と看護職の

機能・役割：1) 英国の医療機関におけるインフレーションコントロールナースの活動調査(分担研究者:宮崎美砂子・牛尾裕子)、2) 台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制(分担研究者:春山早苗)である。

C. 研究結果

1. 保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査

地域の健康危機管理に対する保健所保健師の活動体制並びに活動実態を全国的な規模により明らかにし、保健師の機能・役割を考察することを目的に、全国 576 保健所に対して自記式質問紙による郵送調査を行い、380 保健所より回答を得た(回収率 66.0%)。結果から、9 割以上の保健所において感染症の分掌部署に保健師が配置され、その他に「総務」「企画」の担当部署に保健師が配属していることから自然災害、汚染物質の流出等事故・事件を分掌する立場のあることが明らかになった。過去 3 年間に保健師の関与した健康危機事例の経験は、回答保健所総数(380)に対して、感染症 50.2%、食中毒 20.5%、自然災害 11.3%、汚染物質の流出等事件・事故 6.1%であった。危機発生時の保健師の活動内容を項目別の実施率で見ると、被害者に対する「健康調査票の準備・作成」「健康調査の実施」「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」「個別の相談による健康管理への教育」は、感染症、食中毒、自然災害、汚染物質の流出等の事故・事件の各健康危機のいずれにおいても他項目に比べて高い実施率を示した。

平常時の活動「あり」と回答した保健所は、感染症・食中毒 73.7%、自然災害 25.5%、汚染物質等の流出等事故・事件 9.7%であり、平常時の活動内容として、関係者に対する教育・啓発、模擬訓練、関係機関の協議の場の創設及び協議の実施において健康危機の各種別に共通性がみられた。

2. 市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査

健康危機管理に関わる市町村保健師の活動実態と認識を明らかにするために、7 道府県を選定し、保健所を設置しない 654 市町村において最も管理的立場にある保健師に対し、その保健師が知る範囲での健康危機への対応の経験と平常時の防災に関する取り組みについて調べた。388 市町村(回収率 59.3%)より回答を得、その結果、約 5 割の市町村保健師は何らかの健康危機事例を経験してその対応を担っており、活動内容と保健所から受けた支援の内容及び保健所に対する役割期待の内容が明らかになった。また、市町村地域防災計画における市町村保健師の位置づけ、地域防災計画策定、防災訓練及び自主防災組織への市町村保健師の関与状況などが明らかになった。

3. 健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題－危機発生時の活動経験調査から－

健康危機発生を経験した市町村保健師に半構造化面接を行い、危機発生時における市町村保健師としての役割意識及び保健所保健師への期待や要望を明らかにし、保健所保健師の役割・機能との整合性を検証した。市町村保健師側の認識から、①危機発生に対して無防備な日常の活動体制、②市町村保健師が取るべき行動と指示された行動とのギャップ、③当時の活動を振り返っての自己評価として住民の不安を受け止める余裕のなさ、行動の計画性の不足、不十分な情報収集力に対する課題、④保健所との連携やスタッフとの連携に関するストレス、⑤保健所保健師への期待・要望として広域的ネットワークづくりへの支援、より専門的支援への期待、⑥災害経験のその後の活動への影響、⑦地域に潜在する健康危機の可能性について、実態が明らかになった。

4. 滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究－県内市町村保健師との比較から－

滋賀県において、保健所保健師の役割を同県内の市町村保健師の役割と比較することにより、解析することを目的として、平成 16 年 1 月現在、

滋賀県内において県もしくは市町村の職員として勤務している保健師全員を対象者とし、意識調査を実施した（回収率県保健師 62.5%、市町村保健師 67.9%）。その結果、①滋賀県内においては、市町村保健師の方が経験が若く、健康危機事例への遭遇程度も低かった。②県保健師よりも市町村保健師の方が健康危機に関する個別のマニュアルを期待していた。

5. へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割－へき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状と認識から－

へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割を検討することを目的に、全国のへき地診療所 924 施設を対象に、へき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動経験と健康危機管理体制に対する認識等を調べた（有効回答率 45.6%）。

6. 食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み

感染症発生時、チームの中で保健師がどのような役割を果たしているか、保健師という専門職として何ができると考えているのか、保健師らしいこと、あるいは保健師ということをとりはらって保健所職員として何ができるとかを明らかにするため、県の感染症対策担当官 1 名および、直近 3 年以内に集団発生を経験している県保健所長 2 名、保健所に勤務する検査技師 2 名、保健所において感染症発生時の対応経験をもつ保健師 4 名による座談会を行い、意見を聴取した。通報受理時、いわゆる初動対応、全経過を通しての対応、平常時の対応に分けて分析した結果、職種、立場によって保健師に期待する対応は幾分違いがあるが、保健師の役割・機能については、前年度の座談会で出された事項と大きな違いはなかった。

7. 諸外国における地域の健康危機管理体制と看護職の機能・役割

1) 英国の医療機関におけるインフェクションコ

ントロールナースの活動調査

英国の医療機関において院内感染対策を管理する看護師（インフェクションコントロールナース）と面会して活動の実際について情報収集を行い、日本では十分に確立されていない院内感染対策における専門看護師の活動から、健康危機管理に対する看護職の役割・機能について検討した。

2) 台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制

日本の健康危機管理において保健所保健師が果たすべき役割・機能や教育研修体制について示唆を得るために、SARS の集団発生への対応に関わった公衆衛生看護師等への面接調査を行い、台湾における地域の健康危機管理体制について調べた。

D. 考察

1. 保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査

健康危機発生時の保健師の活動内容別実施率の結果から、保健師の役割・機能として極めて特徴的なものは、危機発生の初動期における被害者（接触者）への個別の対応である。援助者として人にかかわる保健師の機能・役割を十分に活かして健康危機発生時の活動にあたるのが保健師に求められる。

平常時の活動は必要と判断された活動が実施されていたが、県型保健所では、健康危機管理の平常時の活動として市町村への支援実施率は低調であった。保健師は通常業務を通して地域住民の生活の特性を把握している立場から、平常時の活動をより市民生活に浸透させる方法に対して機能・役割を発揮する必要があると考える。

2. 市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査

道府県によって差はあるものの、約 5 割の市町村保健師は何らかの健康危機事例を経験してそれへの対応を担っていた。保健所から受けた支援

で多かった内容は、実態把握のための情報収集、関係機関との連携・調整であり、経験した健康危機事例全体の3割程度の自治体で支援を受けたと回答した。保健所に対する支援の要望をあげた自治体はさらに少なく、内容としては、初動期・対応期における関係機関等との連携・調整や再発防止と予防策に関するマニュアル作成など健康危機発生時と平常時から備えに関する企画・調整に対して支援の要望があがっていた。健康危機事例の種類別にみると、感染症・食中毒の集団発生と自然災害の場合とで、特徴がみられた。

市町村地域防災計画において、保健師が配置されている部署が担うとされている業務内容は、自治体によってばらつきがあることが確認された。中でも保健師がその専門性を活かして担う役割として申し合わせを作成している自治体は少なかった。地域防災計画策定や防災訓練、自主防災組織への市町村保健師の関与はそれほど高くなかった。しかし、災害弱者のリスト化や平常時からの保健医療福祉機関との連携体制構築、住民同士の支え合いの強化・支援など、市町村保健師だからこそ実施できる健康危機管理に対する平常時の備えの活動を意識して行っている状況が明らかになった。

3. 健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題ー危機発生時の活動経験調査からー

健康危機発生時における市町村保健師の役割意識として、①健康危機の発生を貴重な経験で終わらせるのではなく「いつでも起こり得る場合」として対応策を日常活動の中に位置づけていくこと、②地区把握及び地区診断のスタッフ間での共有、③保健師のネットワーク力を生かした待ちの姿勢ではない積極的な情報把握、④危機発生時の活動記録の整備を強化する必要性が示唆された。そして、市町村保健師の保健所保健師への期待や要望として、①保健所本来の機能である各市町村の健康指標等の広域的視点での分析や感染症等健康危機発生時の専門的支援の強化と、②保健所保健師による地区診断やネットワークづく

り、活動記録の整備等に対しての適切な助言や具体的な支援が求められていることが明らかになった。

4. 滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究ー県内市町村保健師との比較からー

県保健師よりも市町村保健師の方が経験が若く、健康危機事例への遭遇頻度も低く、健康危機管理に関する個別のマニュアルを期待していたが、緊急時のマニュアルは、全ての健康危機管理事例に対応できないので、むしろ健康危機の規模や内容に依存しないチェックリスト等を活用し、健康危機発生を想定した発想に心がけ、日常業務の中にも最悪の状況を予想する習慣を付けることが大切である。

5. へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割ーへき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状と認識からー

へき地の健康危機管理体制づくりにおいて考慮すべきこととして、①多数の患者を想定した医療体制ではない状況、②地理的状況から、被災した場合、孤立する可能性があること、③後方支援病院や救急医療病院等への搬送に困難が生じる可能性があること、④被災者には高齢者が多いことが想定されること、⑤その地域に特徴的な健康危機の発生(自然環境、観光地、原子力発電所等)が想定されること、の重要性があげられる。

6. 食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み

他職種が保健師活動の範疇と考えている事項としては、医学的及び公衆衛生学的知識をベースに持ち、住民の生活支援にあたる職種としての専門性を踏まえ、①医学的な知識に裏づけされた判断と対応、対象者を必要な医療につなげること、②住民に対する教育の実施、③コーディネーター機能の発揮、④マニュアルの活用、⑤対象者の生活特性を念頭に置いた対応、対象者の思いを汲み

取り意識の変容を図ることであった。また事件の大小に関わらず、評価をしておくことの大切さも指摘された。市町村保健師の協力を得る等は、日ごろ保健福祉事業に協力して携わり相互に理解し合える関係にあるからこそ可能なことといえる。

平常時から取り組んで行くべき事項としては、①住民に対する予防教育が上げられた。②事件発生時、臨機応変に対応できるようマニュアルのエッセンスを書き出しておくといふ。

7. 諸外国における地域の健康危機管理体制と看護職の機能・役割

1) 英国の医療機関におけるインフェクションコントロールナース（ICN）の活動調査

ICNは臨床微生物学教室の所属で、微生物検査部と密に連絡を取れる立場にあり、感染管理チームの一員として感染管理のための各種の実践の規約を作成し、病院内外の関係者にインターネット、パンフレット、研修会等の媒体を通して提供している。

2) 台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制

日本の健康危機管理において保健所保健師が果たすべき重要な役割・機能として、平常期における役割・機能が示唆された。具体的には、国内外の感染症に関する動向や流行している感染症の知識を得て、感染症の予防活動及び発生時の備えとすること、市町村保健師や教育部門、労働部門等との連携により、国民一人一人が感染症への関心を高め、感染症予防のためのセルフケアや環境を整えるための行動ができるようにすること、またこのようなことを地域社会生活の中で推進していけるようなボランティア等の人づくりをすること、医療監視等の機会を積極的に活用して、医療機関や施設等の感染症対策を確実なものにしていくことである。

保健所保健師の健康危機管理に関する教育研修体制・内容として、管内の消防部門や医療機関

等における研修、医療機関や施設等を支援できるための知識・技術研修の重要性が示唆された。

E. 結論

1. 保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査

健康危機管理に対する保健師の活動体制上の特徴には、危機発生から終息後の支援に及ぶ一連の過程に分掌部署の職員として責任をもつ立場、総務・企画等の部署の職員として全体調整的な立場から役割を担う立場、健康危機発生時に組織からの要請業務に対して保健師の主体的な役割を發揮する立場の3つがある。

健康危機発生時には、「被害者に対する心理社会的な洞察、倫理的な対応、的確な情報収集、相談と教育から成る個別対応」を中核とし、「地域の固有情報の活用」「患者(要支援者)に対する実際的な援助及び管理」「体制づくりに向けた関係者の調整」「社会の不安・混乱に対する状況判断」に対する機能・役割がある。また平常時には、通常業務を通して地域住民の生活の特性を把握している立場から、平常時の予防活動を市民生活により浸透させる方法を提案し発信する機能・役割、並びに市町村に対して保健師を含む形態で健康危機管理の教育・研修を企画・実施する機能・役割がある。

2. 市町村保健師の健康危機管理機能に関する実態調査

健康危機管理に関わる市町村支援において保健所に求められる役割機能は、保健所の専門的広域的機能を活かした企画調整、健康危機への対応評価に基づく健康危機管理体制づくり、市町村地域防災計画の点検があげられた。保健所保健師としては、保健所構成員として専門的広域的機能を活かした企画調整及び健康危機への対応評価に基づく健康危機管理体制づくりを担うこと、市町村保健師の地域密着機能を活かした平常時における健康危機への備えを促進することが重要と考えられた。

3. 健康危機発生時における市町村保健師の役割と今後の課題－危機発生時の活動経験調査から－

健康危機発生時における市町村保健師の役割意識として、日常活動の中に危機意識をもつ、地区把握及び地区診断をスタッフ間で共有する、情報収集力をつける、市町村保健師による活動記録を残すがあげられた。また、保健所保健師への期待や要望としては、保健所の機能強化、保健所保健師の支援力の強化があげられ、特に問題が起きた時だけでなく、日常的な業務の中で交流できる機会を求めていることが明らかになった。

4. 滋賀県における保健所保健師の健康危機管理機能・役割に関する研究－県内市町村保健師との比較から－

県と市町村の保健師の担うべき業務の差異が改めて確認された。特に健康危機事例の認識や関与については、圧倒的に県職員の方が多かったことから、保健所の健康危機管理に対する役割の重要性が再認識された。県は、国と市町村の中間的な自治体として、健康危機管理には専門的・広域的に大きな役割を引き続き担うべきである。また、住民に対する健康危機管理教育等は、健康危機の事前管理的役割としても重要な保健師活動である。さらに、県が健康危機管理の中心を担うとしても、県の出先機関である保健所のイメージそのものを国家的議論の中で再度認識すべきである。そこで描かれた「新保健所」像に基づいた保健所保健師像を検討していく必要がある。

5. へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割－へき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状と認識から－

調査により明らかになったへき地診療所看護職の健康危機管理に関わる活動の現状等から、へき地の健康危機管理体制づくりにおける保健所保健師の機能・役割は、防災マニュアル等を周知しへき地診療所看護職の健康危機管理の意識を高めること、地域の健康危機管理についてへき地

診療所看護職が話し合ったり考えたりする場や機会づくり、健康危機発生時地域住民と共に診療所看護職が対応できる体制づくり、であると示唆された。

6. 食品媒介等感染症対策における保健所保健師の取り組み

感染症発生時は、保健所職員として当然職種の枠をこえて一丸となって対応しなければならない。その上で、それぞれの専門性を生かした対応も求められる。

保健師に対する役割期待として多くを占めていたことは、保健師の専門知識を生かした対人業務ということであった。また医学的知識をベースに、今起こっている事象を整理しながら健康問題の予測をし、予防まで視野に入れた対応を行うこと、かつ住民の置かれた状況を踏まえ不安の解消を図りながら、多様な職種や機関と協力し、あらゆる段階で住民への対応を行うことなどである。

職種、立場によって保健師に対し期待する対応は幾分違いがあるが、前年度の座談会で出された保健師自身が自分達の役割・機能として考え取り組んでいるとしている事項と大きな違いはなかった。さまざまなエキスパートが存在している保健所だからこそ、それぞれの職種と連携をとり活動することによって保健師自身、向上していくことも可能となる。

7. 諸外国における地域の健康危機管理体制と看護職の機能・役割

1) 英国の医療機関におけるインフェクションコントロールナース（ICN）の活動調査

ICN はつねに感染に関して最新の情報を収集することが必須であり、院内の微生物検査部との密な連絡により、院内の感染症の発生状況等を常に把握することができる立場にある。また、最新の情報に基づいた院内のスタッフに対する感染症予防教育においては、トラストのスタッフのみが閲覧可能な電子媒体の活用により、最新の情報をわかりやすい形で提供することを積極的に行

っている。

各病棟のスタッフや入院患者の情報をよく把握しており、病棟スタッフとの信頼関係を形成している。

2) 台湾の健康危機管理体制における公衆衛生看護職の役割と教育研修体制

平常期における国内外の感染症に関する動向や流行している感染症の情報収集、一人一人が感染症予防のためのセルフケアや環境を整えるための行動ができるようにすることと、それを推進していけるような人づくり等が示唆された。教育研修体制・内容として、連携体制づくりも意図した管内の消防部門や医療機関等における研修、医療機関や施設等の確実な感染症対策を支援できるための研修が示唆された。

以上より、本年度は、昨年度の研究成果を基に、健康危機管理における保健所保健師の機能・役割をより多角的な観点から検証し確認することができた。次年度は、初年度及び本年度の各分担研究から産出した保健師の機能・役割についてのそれぞれの知見を、より体系的に集約し、実践現場で活用できる指針のような形にしたいと考える。それについては、保健所の保健師等の実践者をはじめとする、様々な立場の関係者からの意見聴取を加えながら作業を行うことが有効であると考え。また、本年度は地理的特性との関連から、へき地の条件下における健康危機管理活動をひとつの分担研究で取り上げたが、次年度は、人口密集地などの他の地理的特性との関連についても合わせて検討する必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 牛尾裕子, 春山早苗, 石川麻衣, 錦織正子, 松永敏子, 武藤紀子, 宮崎美砂子: 地域の健康危機事例に基づく保健所保健師の機能・役

割(1報) - 自然災害 -. 第62回日公衛会抄録集, 50(10)特, 407, 2003.

2. 武藤紀子, 宮崎美砂子, 牛尾裕子, 春山早苗, 錦織正子, 石川麻衣, 松永敏子: 地域の健康危機事例に基づく保健所保健師の機能・役割(2報) - 感染症 -. 第62回日公衛会抄録集, 50(10)特, 408, 2003.
3. 錦織正子, 春山早苗, 牛尾裕子, 松永敏子, 武藤紀子, 石川麻衣, 宮崎美砂子: 地域の健康危機事例に基づく保健所保健師の機能・役割(3報) - 汚染事故 -. 第62回日公衛会抄録集, 50(10)特, 408, 2003.
4. 宮崎美砂子, 春山早苗, 錦織正子, 松永敏子, 武藤紀子, 石川麻衣, 牛尾裕子: 地域の健康危機事例に基づく保健所保健師の機能・役割(4報) - 事例の比較検討 -. 第62回日公衛会抄録集, 50(10)特, 406, 2003.
5. Yuko Ushio, Sanae Haruyama, Mai ishikawa, Masako nishigori, Toshiko Matsunaga, Misako Miyazaki, Noriko Muto: Roles of Prefectural Public Health Nurses in Natural Disaster. INTERNATIONAL CONFERENCES IN COMMUNITY HEALTH CARE NURSING RESEARCH, 22, 2003.
6. 石川麻衣, 牛尾裕子, 武藤紀子, 山田洋子, 宮崎美砂子: 自然災害発生時における市町村保健師の活動の特徴 - 噴火災害の一事例分析から -. 千葉大学看護学部紀要, 26, 85-91 2004.

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

分担研究報告書

保健所保健師の健康危機管理に対する
活動体制・活動実態に関する全国調査

保健所保健師の健康危機管理に対する活動体制・活動実態に関する全国調査

分担研究者 宮崎 美砂子 千葉大学看護学部

研究要旨：地域の健康危機管理に対する保健所保健師の活動体制並びに活動実態を全国的な規模により明らかにし、保健師の機能・役割を考察することを目的とした。全国 576 保健所に対して自記式質問紙による郵送調査を行い、380 保健所より回答を得た(回収率 66.0%)。その結果以下が明らかになった。1. 健康危機管理に対する保健師の活動体制上の特徴として、危機発生から終息後の支援に及ぶ一連の過程に分掌部署の職員として責任をもつ立場、総務・企画等の部署の職員として全体調整的な立場から役割を担う立場、健康危機発生時に組織からの要請業務に対して保健師の主体的な役割を発揮する立場、の3つがある。2. 健康危機発生時には、「被害者に対する心理社会的な洞察、倫理的な対応、的確な情報収集、相談と教育から成る個別対応」を中核とし、「地域の固有情報の活用」「患者(要支援者)に対する実際的な援助及び管理」「体制づくりに向けた関係者の調整」「社会の不安・混乱に対する状況判断」に対する機能・役割がある。3. 平常時には、通常業務を通して地域住民の生活の特性を把握している立場から、平常時の予防活動を市民生活により浸透させる方法を提案し発信する機能・役割、並びに市町村に対して保健師を含む形態で健康危機管理の教育・研修を企画・実施する機能・役割がある。

研究協力者

武藤 紀子 千葉大学看護学部

A. 研究目的

感染症・食中毒の集団発生、自然災害、汚染物質の流出など、地域住民の生命・健康の安全および安寧を脅かす健康危機が近年、各地で頻発し、健康危機の発生予防、拡大防止、被害者等への対応は、今日の地域保健活動において極めて重要な課題である。保健所は地域の健康危機管理の拠点として法的に位置づけられ、保健師は、チームの一員として、その専門性を発揮しながら活動を担う立場にある。

筆者らは、昨年度の分担研究において、保健所保健師への面接並びに質問紙による調査及び公表されている実践活動の報告資料から、健康危機管理に対する保健所保健師の機能・役割を検討し

た。その結果、地域の健康危機管理における保健師の機能・役割として重要と考えられるものを確認することができた。しかし、保健所組織の中で保健師がどのような部署に配属され、どのような業務を分掌しているかは自治体によって様々な実情にあるため、それらの結果がわが国の保健師の活動体制の現状の中で、どれだけ普遍性を有するものであるかという点が課題として残った。

本研究は、地域の健康危機管理に対する保健所保健師の活動体制並びに活動実態を全国的な規模により明らかにし、保健師の機能・役割を考察することを目的とする。

B. 研究方法

1. 調査対象及び調査方法

都道府県および保健所を設置している市(区)において、支所を除く全国の保健所(576か所)を

対象に、保健師の代表的な立場にある者宛に自記式質問紙（資料 1）を郵送し回答を得た。

2. 調査内容

質問紙には以下の(1)～(8)に示す内容について、調査項目を設定した。

- (1)保健所の設置主体、管轄人口規模及び保健師数
- (2)保健所組織における健康危機管理の分掌部署及び当該部署における保健師配置状況、過去3年間に保健師の関与した事例（①感染症の集団発生、②食中毒の集団発生、③自然災害発生、④汚染物質の流出等の事故・事件）
- (3)健康危機発生時の保健師の活動内容（①感染症の集団発生、②食中毒の集団発生、③自然災害発生、④汚染物質の流出等の事故・事件）
- (4)上記(3)以外に保健師の関与した健康危機事例概要並びに健康危機発生時の保健師の活動内容
- (5)健康危機に備えた平常時の保健師の活動内容（①感染症の集団発生、②食中毒の集団発生、③自然災害、④汚染物質の流出等の事故・事件）
- (6)健康危機管理に対する保健師の研修・教育の実施体制・内容
- (7)健康危機管理に対する保健所の役割についての認識
- (8)健康危機管理に対する保健所保健師の活動体制上の困難

なお、上記(3)～(5)において健康危機発生時及び平常時の保健師の活動内容を調べるために設定した項目内容は、平成15年度の本研究班「地域の健康危機管理における保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究」における各分担研究の成果、すなわち①事例調査（豪雨・火山噴火災害、感染症集団発生、人体・環境への汚染事故）、②一県における全保健所保健師を対象にした健康危機管理活動経験に関する実態調査、③公表されている実践活動報告資料調査のそれぞれの成果から、健康危機管理における保健所保健師の活動内容を示す項目として実績の確認できたものを抽出し、設定したものである。

質問紙の調査項目は、保健所保健師としての活

動経験が豊富であり、県の管理的立場にある保健師に意見・助言をもらう機会をつくり、内容の妥当性を検討する経過を経た。

3. 調査期間

平成16年1月8日～2月10日

4. 倫理面への配慮

本調査の目的並びに回答結果の取り扱いについて調査の依頼文書に記載し、調査協力への同意を求めた。特に回答の取り扱いは、個別の回答が特定されるような公表はしないこと、また本調査以外の目的に調査結果を使用することのないことを約束した。

また調査実施に先立ち、計画及び内容について、千葉大学看護学部倫理審査委員会にて承認を受けた。

C. 研究結果

1. 回答保健所の概要（表1～2）

全国の576保健所（都道府県438か所、指定都市71か所、中核市35か所、その他政令市9か所、東京都特別区23か所）のうち、380保健所より回答を得た（回収率66.0%）。

保健所の設置主体は、都道府県302か所（回答保健所に占める割合79.4%）、指定都市25か所（同6.6%）、中核市及びその他政令市39か所（同10.3%）、東京都特別区14か所（同3.7%）であった（表1）。

また管轄人口の規模は、7.5万人未満の保健所が64か所（16.8%）、7.5万人以上12.5万人未満の保健所が79か所（20.8%）、12.5万人以上17.5万人未満の保健所が58か所（15.3%）、17.5万人以上25万人未満の保健所が55か所（14.5%）、25万人以上50万人未満の保健所が97か所（25.5%）、50万人以上の保健所が25か所（6.6%）であった（表2）。

1保健所あたりの保健師数は、最小3人、最大69人で、平均13.1人であった。

2. 感染症の集団発生に対する保健師の活動体制 ・活動実態 (表 3)

1) 感染症の分掌部署及び保健師の配属の有無

感染症の分掌部署は、「健康」「保健」「予防」を課名に掲げる部署が多くを占めた。「感染症対策」という名称を用いている保健所も少数であった(表 3-1)。

感染症の分掌部署に保健師の配属「あり」と回答した保健所は 357 か所(93.9%)であり、ほとんどの保健所において感染症の分掌部署に保健師が配属されていた。

2) 過去 3 年間(平成 13 年 4 月～平成 15 年 12 月)に保健師の関与した感染症集団発生事例

過去 3 年間に保健師の関与した感染症集団発生事例「あり」と回答した保健所は 186 か所(48.9%)であった(表 3-2)。

保健所の管轄人口規模別に、「あり」と回答した保健所の割合をそれぞれみると、管轄人口規模の大きい保健所ほど関与の割合の高い傾向があり、人口 50 万人以上の保健所の 64.0%、25 万人以上 50 万人未満の保健所の 57.7%で関与があった。一方、人口 7.5 万人未満の保健所では 39.1%の関与であった(表 3-3)。

感染症集団発生事例への保健師の関与「あり」と回答した保健所において、過去 3 年間の関与の件数を尋ねたところ平均 3.5 件で、保健所により 1 件から 51 件の幅があるものの、3 年間における関与数 1 件の保健所の割合が高い傾向にあった(表 3-4)。

保健師の関与した事例(計 715 件)の内訳を疾患別にみると、腸管出血性大腸菌感染症が最も多く(252 件)、次いで結核(125 件)、感染性胃腸炎(104 件)、インフルエンザ(97 件)、細菌性赤痢(44 件)、麻疹(19 件)、つつが虫病(16 件)等であった。

過去 3 年間のうち、平成 13 年度及び 14 年度に比べて、平成 15 年度にみられた顕著な変化は、感染性胃腸炎事例への関与の増加、インフルエンザ事例への関与の減少、SARS の疑い事例への新たな関与であった(表 3-5)。

3. 食中毒の集団発生に対する保健師の活動体制 ・活動実態 (表 4)

1) 食中毒の分掌部署と保健師の配属の有無

食中毒の分掌部署は「衛生」「環境」「生活」を課名に掲げる部署が多くみられた。

食中毒の分掌部署に保健師の配属「あり」と回答した保健所は 30 か所(7.9%)であり、それらは、食中毒と感染症を同じ課で分掌している保健所であった(表 4-1)。

2) 過去 3 年間(平成 13 年 4 月～平成 15 年 12 月)に保健師の関与した食中毒集団発生事例

過去 3 年間に保健師の関与した食中毒集団発生事例「あり」と回答した保健所は 78 か所(20.5%)であった(表 4-2)。

保健所の管轄人口規模別に「あり」と回答した保健所の割合をみると、人口規模の小さい保健所ほど関与の割合の高い傾向があり、人口 7.5 万人未満では 32.8%の関与、人口 7.5 万人以上 12.5 万人未満では 21.5%の関与であるのに対して、人口 50 万人以上では 16.0%の関与であった(表 4-3)。

食中毒集団発生事例への保健師の関与「あり」と回答した保健所において、3 年間の関与の件数を尋ねたところ平均 1.7 件で、保健所により 1 件から 9 件の幅があった。3 年間における関与数 1 件の保健所の割合が高い傾向にあった(表 4-4)。

保健師の関与した事例(計 136 件)の内訳を原因物質別にみると、ノロウイルス(55 件)が最も多く、次いでサルモネラ菌(21 件)、黄色ブドウ球菌(13 件)等であった(表 4-5)。

4. 自然災害に対する保健師の活動体制・活動実態 (表 5)

1) 自然災害の分掌部署と保健師の配属の有無

自然災害の分掌部署は「総務」「企画」を課名に掲げる部署が多くを占めた。「防災対策課」「危機管理防災室」の名称も若干みられた。また分掌している課が決まっていない、保健所以外で分掌している、という回答も若干みられた。

自然災害の分掌部署に保健師の配属「あり」と回答した保健所は188か所(49.5%)あり、そのうち84か所は「総務」「企画」を課名に掲げる部署であった(表5-1)。

2) 過去3年間(平成13年4月～平成15年12月)に保健師の関与した自然災害発生事例

過去3年間に保健師の関与した事例「あり」と回答した保健所は43か所(11.3%)であった(表5-2)。

保健所の管轄人口規模別に、「あり」と回答した保健所の関与の割合をみると、それぞれ数%から数十%であり、人口規模による保健所の関与の割合の違いに特徴はみられなかった(表5-3)。

保健師の関与した事例(計70件)の内訳を災害種類別にみると、風水害(50件)が最も多く、次いで地震(15件)、火山噴火(3件)等であった(表5-4)。過去3年間では年次ごとに、保健師の関与した事例数は増加傾向にあった。

5. 汚染物質の流出等の事故・事件に対する保健師の活動体制・活動実態(表6)

1) 汚染物質の流出等の事故・事件の分掌部署と保健師の配属の有無

汚染物質の流出等の事故・事件の分掌部署は「衛生」「環境」「生活」の名称を課名に掲げる部署が多くを占めた。また次いで「企画」「総務」を課名にもつ部署等が多かった。

汚染物質の流出等の事故・事件の分掌部署に保健師の配属「あり」と回答した保健所は77か所(20.3%)あり、「企画」「総務」の部署あるいは「健康」「保健」の部署等であった(表6-1)。

2) 過去3年間(平成13年4月～平成15年12月)に保健師の関与した汚染物質の流出事故・事件

過去3年間に保健師の関与した事例「あり」と回答した保健所は23か所(6.1%)であった(表6-2)。

保健所の管轄人口規模別に、「あり」と回答した保健所の割合をそれぞれみると、人口50万人以上及び25万人以上50万人未満の保健所でそれ

ぞれ12.0%及び10.3%の関与があり、保健所全体における関与の割合は低いものの、その中でも比較的人口規模の大きな保健所において関与の割合が高い傾向にあった(表6-3)。

保健師の関与した事例(計38件)の内訳を原因別にみると、塩素、硫酸、ヒ素等の化学物質等の流出(工場のタンク破裂、タンクローリー車横転、地下水汚染等)、有毒ガスの流出(化学工場等の火災等)、夏祭り事故、飛行機墜落事故等であった(表6-3)。

6. 健康危機発生時における保健所保健師の活動内容

健康危機発生時における保健所保健師の活動内容を調べるために39項目を設定した。それらは健康危機発生時の時間経過に沿い、被害発生時の把握(3項目)、初動期の活動(9項目)、被害者(接触者)への調査及び説明会(7項目)、患者(要支援者)への対応(4項目)、関係者・関係機関との連携づくり(6項目)、情報公開への対応(2項目)、職員等の健康管理(2項目)、市町村への技術支援(6項目)から成るものである。

①感染症、②食中毒、③自然災害、④汚染物質の流出等の事故・事件の健康危機の種別(以下健康危機の4種別と略す)ごとに、所属保健所において、実際に保健師がこれら39項目の活動を実施しているかどうかを尋ねた。

1) 380保健所における健康危機の種別ごとの活動内容別実施率(図1及び表7)

健康危機の4種別ごとに、「実施している」と回答のあった活動内容の項目を集計し、本調査の回答保健所(380)に対する実施割合を算定した。

その結果、感染症は、食中毒、自然災害、汚染物質等の流出に比べて、健康危機発生時に保健師が「実施している」と回答した割合(以下、活動実施率)が39項目全てにおいて、顕著に高かった。

保健師の活動実施率が50%を超える活動内容の項目は、いずれも感染症の集団発生時におけるものであり、「現場の地区踏査による情報収集」

「初発者の発生した施設への聞き取り調査の実施」「健康調査の実施」「個別の相談による不安・混乱の受け止め」「個別の相談による健康管理への教育」であった。

2) 活動内容の項目の一つでも記入のあった保健所における健康危機の種別ごとの活動内容別実施率(図2及び表8)

39項目の活動内容について、保健師が実施していると1項目でも回答のあった保健所(実数)における活動内容別実施率を健康危機の4種別ごとに算出した。なお、1項目でも保健師が実施していると回答のあった保健所(以下、実施保健所と略す)は、感染症206保健所、食中毒83保健所、自然災害50保健所、汚染物質の流出等事故・事件は27保健所であった。

(1) 感染症の集団発生時の活動内容別実施率

感染症の集団発生では、「第一報の受理時の対応」の実施70.4%、その後続く「関係者・関係機関からの被害情報の収集」の実施85.9%、「保健所長への連絡報告」76.2%であった。これより、被害発生の把握に対し、保健師が活動を担う割合は高い傾向にあった。

初動期の活動では、「現場の地区踏査による情報収集」の実施96.1%、「初発者の発生した施設への聞き取り調査」の実施92.7%であった。「被害が予測される人・集団・地域のリストアップ」の実施82.0%、「所内対策本部(保健所長)への報告」の実施79.6%であった。このことから、初動期において保健師は、現地に赴き、迅速に的確な情報を収集し、所内対策本部(保健所長)に報告を行う活動の実施割合が高い傾向にあった。

被害者(接触者)調査及び説明会に関する項目では、「健康調査票の準備・作成」の実施85.9%、「健康調査の実施」の実施97.1%、「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」の実施93.7%、「個別の相談による健康管理への教育」の実施92.2%、「説明会及び二次被害防止のための健康教育の実施」77.7%、「情報の資料化及び所内対策本部への報告」77.2%であった。「被害者の

人権擁護」の実施は68.0%と一連の他項目に比べて若干低い実施率であったが、これも全39項目の平均以上の実施率を示していた。これらのことから保健師は、被害者(接触者)の個々に対して適切な健康調査を行うと共に、個別の不安への対応、健康管理に向けての教育を担う活動割合が高い。

患者(接触者)への対応に関する項目では、「患者(要支援者)への継続的支援」の実施81.1%、「患者(要支援者)のニーズ充足のために必要な関係者との調整」の実施73.8%であった。これより保健師は、患者(要支援者)への個別支援に対して継続して責任を担う活動割合が高い傾向にあった。一方で患者(要支援者)への対応から「新たに発生する心身の健康被害の予測と対策の企画」の実施は57.3%であり、一連の他項目に比べて若干低い実施率を示していた。

また、「関係機関の実務者同士の情報交換、問題の共有」の実施70.4%、「関係機関への経過報告と今後の対策についての協議」の実施62.1%であった。一方、「市町村への経過報告と今後の対策についての協議」の実施は40.3%であった。これより関係機関との情報交換・協議における保健師の活動実施率は比較的高い傾向にあるが、それに比べて市町村との協議については若干低い実施率であった。

「一般市民からの問い合わせ・相談への対応」の実施は76.6%であり、市民への個別対応において保健師が担う活動割合は高い傾向にあった。

(2) 食中毒の集団発生時の活動内容別実施率

被害発生の把握に直接関与している割合は少ないが、その後の初動期において、「現場の地区踏査による情報収集」の実施61.4%、「初発者の発生した施設への聞き取り調査」の実施50.6%と39項目の中では比較的高い実施率を示した。

「健康調査の実施」の実施は85.5%と食中毒集団発生時の活動の中で最も高率を示した。「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」の実施60.2%、「個別の相談による健康管理への

教育」の実施 51.8%であった。これらより、被害者(接触者)への個別対応は、食中毒集団発生時の保健師の活動においては、他項目に比べて高い実施傾向にあった。

(3) 自然災害発生時の活動内容別実施率

被害発生後の「その後の関係者・関係機関からの被害情報の収集」の実施 56.0%であり、39項目の中で、比較的高い実施率を示していた。

初動期においては「現場の地区踏査による情報収集」の実施 56.0%、「被害が予測される人・集団・地域のリストアップ」の実施 56.0%、「所内対策本部(保健所長)への報告」の実施 52.0%、「所内の活動体制づくり(役割の抽出と仕事の割り振り)」の実施 54.0%であり、これらは39項目の中で、比較的高い実施率を示すものであった。「管内及び周辺医療機関への情報提供と協力依頼」の実施は 44.0%であった。

「健康調査票の準備・作成」の実施 68.0%、「健康調査の実施」は 86.0%、「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」の実施 82.0%、「個別の相談による健康管理への教育」の実施 70.0%であった。これらの活動は、自然災害発生時の活動の中で、極めて高い実施率を示すものであった。

「患者(要支援者)への継続的支援」の実施 62.0%、「患者(要支援者)のニーズ充足のために必要な関係者との調整」の実施 58.0%であり、患者(要支援者)への継続的な支援に対して責任をもつ活動の実施率は高い傾向にあった。

「関係機関の実務者同士の情報交換、問題の共有」の実施は 46.0%であった。

また「一般市民からの問い合わせ・相談」の実施 42.0%、「一般市民からの問い合わせ・相談に対する市町村への教育的支援」の実施 38.0%であった。これら市民に対する直接的及び間接的な相談活動はやや高い実施率を示した。

「市町村に対する感染予防のための技術指導」の実施は 46.0%とやや高い実施率を示した。

(4) 汚染物質の流出等事故・事件への対応における活動内容別実施率

被害発生時の把握、初動期の活動の実施率は全体的に低い傾向にあったが、中でも初動期における「所内の活動体制づくり(役割の抽出と仕事の割り振り)」の実施は 40.7%と比較的高率を示した。その後続く、被害者に対する「健康調査票の作成・準備」の実施 59.3%、「健康調査の実施」の実施 63.0%、「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」の実施 74.1%、「個別の相談による健康管理教育」の実施 63.0%。「情報の資料化及び所内対策本部への報告」の実施 48.1%であった。個別の対応への活動の実施率が他項目に比べて高い傾向にあるのは、他の3つの健康危機の種別と同様であるが、汚染物質の流出等の事故においては、それらの個別対応を通して得られた結果を資料化して所内報告することに対する実施率が高いことに特徴があった。

「患者(要支援者)への継続的支援」の実施 40.7%、「患者(要支援者)のニーズ充足のために必要な関係者との調整」の実施 37.0%であり、全項目の中でもやや高率であった。

また「一般市民からの問い合わせ・相談への対応」の実施は 51.9%であった。これは自然災害発生、食中毒の集団発生における同活動よりも高い実施率であった。

(5) 健康危機発生時における保健所保健師の活動内容の特徴

①4種の健康危機に共通して実施が高率であった活動内容

被害者に対する「健康調査票の準備・作成」「健康調査の実施」「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」「個別の相談による健康管理への教育」は、各健康危機のいずれにおいても同水準の実施率を示した。

また健康危機の種別により実施率は異なるものの、各健康危機の中でそれぞれ他の項目に比べて高い実施率を示していたものは、被害発生時の「関係者・関係機関からの被害情報の収集」及び

「保健所長への連絡報告」、初動期の「現場の地区踏査による情報収集」「被害が予測される人・集団・地域のリストアップ」「所内対策本部への報告」、また、被害者に対する「健康調査票の準備・作成」「健康調査の実施」「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」「個別の相談による健康管理への教育」、患者(要支援者)への「継続的支援」「ニーズ充足のために必要な関係者との調整」、「関係機関の実務者同士の情報交換、問題の共有」「関係機関への経過報告と今後の対策についての協議」、「一般市民からの問い合わせ・相談への対応」「一般市民からの問い合わせ・相談に対する市町村への教育的支援」であった。

②健康危機の種別により実施率に特徴がみられた活動内容

「第一報の受理時の対応」は感染症の集団発生において70.0%の実施があった。これは、他の健康危機発生時の対応と比べて実施率が極めて高く、特徴的であった。

自然災害発生時の初動期において「管内及び周辺医療機関への情報提供と協力依頼」の実施44.0%、「感染予防のための市町村への技術指導」の実施46.0%を示していたことは、他の健康危機発生時に比べて平均実施率を超える実施率を有しており、特徴的であった。

汚染物質の流出等事故・事故の発生時において、初動期の「所内の活動体制づくり(役割の抽出と仕事の割り振り)」の実施40.7%及び被害者への調査を通して得られた「情報の資料化及び所内対策本部への報告」の実施48.1%、「一般市民からの問い合わせ・相談への対応」の実施51.9%は、他の健康危機発生時の対応と比べて実施率が高く特徴的であった。

7. その他の健康危機発生時における保健師の関与事例(表9)

過去3年間(平成13年4月～平成15年12月)に、感染症集団発生、食中毒集団発生、自然災害

発生、汚染物質の流出等の事故・事件以外に、保健師の関与した健康危機発生時の対応事例の有無を尋ねた。

「あり」と回答した保健所は20か所(5.3%)であり、管轄人口が25万人以上50万人未満の保健所が11か所を占めた(表9-1～表9-2)。保健師の関与した20事例の内容は、生物兵器テロの可能性(白い粉)に対する対応(16事例)、事件・事故等(花火爆発事故、小学生の山遭難事故、幼児誘拐殺人事件、炭鉱閉山に伴う仕事の喪失)によるPTSDへの対応(4事例)であった(表9-3)。

活動内容別の調査項目に対して、一つでも実施していると記入のあった32保健所において、活動内容別実施率をみると、以下の項目の実施率が比較的高い傾向にあった。すなわち被害発生時における「関係者・関係機関からの被害情報の収集」59.4%、被害者に対する「健康調査票の準備・作成」62.5%、「健康調査の実施」78.1%、「個別の相談による不安・混乱の受け止め・精神的支援」87.5%、「個別の相談による健康管理への教育」75.0%、「関係機関の実務者同士の情報交換、問題の共有」59.4%であった(表9-4)。

8. 健康危機管理における平常時の保健師の活動体制・活動実態

1) 感染症・食中毒に対する平常時の活動内容(表10)

感染症・食中毒に対する平常時の活動「あり」と回答したのは280保健所(73.7%)であった(表10-1)。

平常時の活動内容を9項目設定して尋ねたところ、最も実施率の高い項目は「施設等の関係者を対象とした予防教育」78.2%であり、次いで「広報・ホームページ・パンフレット等による教育・啓発」76.4%、「施設等の立ち入り調査時の健康教育・講演会の実施」66.8%、「対策についてのマニュアルの作成・関係者への配布」64.3%、「関係機関の協議の場の創設及び協議の実施」57.9%等であった。

このうち、「施設等の関係者を対象とした予防

教育」では、消防署等の公共機関と共同して開催している例が自由記載欄にみられた。また「関係機関の協議の場の創設及び協議の実施」の例として、感染症に対する対策・評価会議、SARS 対策連絡会議等が自由記載にあった。「ハイリスク集団を対象とした実態把握」の項目は実施率 17.9%と他項目に比べて低率であったが、予防接種に関する調査を実施している例が自由記載欄にあった。

また平常時の活動内容として設定項目以外に自由記載のあった内容は、所内及び所外の関係機関と連携した模擬訓練(生物兵器テロ・SARS 等感染症発生時のシミュレーション、防護服着脱、搬送、消毒)、市町村職員への研修会、市町村長・課長に対する説明会及び医療機関に対する説明会、感染症サーベイランス情報の関係機関への還元、所内の体制・マニュアルの整備、所内勉強会の実施であった。

平常時の活動に対する市町村への支援の実施内容について、県型保健所の状況を見ると、件数は全体に少なく、「広報・ホームページ・パンフレットによる予防教育・啓発」「一般住民を対象とした予防教育・講演会の実施」等で実施が若干みられた。

2) 自然災害に対する平常時の活動内容 (表 11)

自然災害に対する平常時の活動「あり」と回答したのは 97 保健所(25.5%)であった (表 11-1)。

平常時の活動内容を 11 項目設定して尋ねたところ、最も実施率の高い項目は「自然災害発生時の対応についてのマニュアルの作成・関係者への配布」39.2%であり、次いで「自然災害発生を想定した地域での防災訓練」38.1%、「自然災害発生時の対応についての関係機関の協議の場の創設及び協議の実施」32.0%等であった(表 11-2)。

平常時の活動として設定項目以外に自由記載のあった内容は、人工呼吸器装着患者への自然災害発生時の備え(電力確保及びその他の対応)、自然災害発生時の所内体制整備(役割分担・緊急時の出勤体制、関係機関との連絡体制、防災用品・医

薬品・医療器具等の点検・準備)であった。

平常時の活動における市町村への支援の実施について県型保健所の状況を見ると、全体的に実施率は低い状況にあったが、「地域での防災訓練」における支援 21.6%が他項目に比べて高い傾向にあった。

3) 汚染物質の流出事故・事件に対する平常時の活動内容 (表 12)

平常時の活動「あり」と回答したのは 37 保健所(9.7%)であった (表 12-1)。

平常時の活動内容を 13 項目設定して尋ねたところ、最も実施率の高い項目は「施設等への立ち入り調査時の事故・事件発生時の対応についての教育」44.7%であり、次いで「対応についてのマニュアルの作成・関係者への配布」39.5%、「地域にある事故・事件発生の可能性のある工場等施設の実態把握」34.2%、「関係機関の協議の場の創設及び協議の実施」31.6%であった(表 12-2)。設定した項目以外に実施している内容として、市防災会議への参加の自由記載があった。

これら平常時の活動に対する市町村への支援の実施について、県型保健所の状況を見ると、極めて低率であった。

9. 健康危機管理に対する保健師の研修・教育の実施体制・内容 (表 13)

健康危機管理に対する保健師の研修・教育の実施「あり」と回答したのは 316 保健所(83.2%)であった(表 13-1)。

研修・教育の実施体制をみると、「自治体が企画・主催する研修への参加」が 81.3%と最も多く、次いで「保健所内で研修を企画実施」が 60.8%、「他の機関・団体等が企画・主催する研修への参加」58.9%、「市町村保健師を含めた保健所管内もしくはブロック別等の単位での研修への参加」42.1%であった (表 13-2)。

研修・教育の内容は、感染症・食中毒の集団発生に対する研修・教育が他の健康危機管理の種別 に比べて多くを占めていた。具体内容では、「感